

社会保険

あいち

とじて保管しましょう



刈谷ハイウェイオアシス(愛知県刈谷市)

《今月の主な内容》

恭賀新年 2018年頭所感

- ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします
- 健康保険の給付には2年の時効があります
- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 従業員が退職・死亡したときは「被保険者資格喪失届」を提出してください
- 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください

事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **525**

2018年1月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

2018 年頭所感

恭

年頭にあたって

一般財団法人
愛知県社会保険協会長

山田 忠明



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えになられたことと、謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、本会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。

おかげさまで各事業とも計画に沿って、概ね順調に進捗いたしております。

さて、昨年は、一月に就任したトランプアメリカ大統領の発表する政策や言動が世界経済や各方面に影響を与えました。

また、「働き方改革」の中でも最大の柱である、長時間労働の是正が叫ばれ、健康確保のために過度な長時間労働を防ぐ具体的な制度が求められた一年でもありました。

わが国の経済は、回復が続き、昨年9月で景気拡大期間が戦後2番目の長さとなりました。今後も、海外経済の回復に伴う輸出増加に加え、消費や設備投資などの内需が底堅く推移し、さらには経済対策の効果が発現することで、回復を維持していくと予測されています。

一方、わが国の社会保障制度の中核である医療保険制度・年金制度につきましても、加速する少子高齢化社会・人口減少社会において、各制度ごとに、安定的かつ持続的に制度を維持できるかどうかを常に点検し、見直しを行うこと

が求められています。

本年も「社会保障制度と税の一体改革」が実施されますが、制度の充実と安定性の向上が進むことを願うものであります。

当協会といたしましては、健康保険制度及び公的年金制度が健全かつ安定的に運営されますように、会員事業主の皆様のお役にたてる事業運営に努め、両制度を周知するため、会員事業所から納付された会費を財源として「社会保険あいち」や冊子等の配布による広報活動を始め、各種事務説明会・セミナーの開催、事業主・被保険者とそのご家族の皆様の健康の保持増進、福祉の向上に貢献する事業を日本年金機構（年金事務所）、全国健康保険協会（協会けんぽ）との緊密な連携を図りながら推進してまいります。皆様のなお一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新年にあたり、皆様方の益々のご活躍とご多幸、会員事業所のご発展を心より祈念申し上げます。年頭の挨拶といたします。



賀 新 年

新年を迎えて

全国健康保険協会
愛知支部長

芦田 豊



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えになられたことと心よりお慶び申し上げます。

また、平素より協会けんぽの事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは、医療保険者本来の目的である保険者機能のさらなる発揮に向けて、加入者の皆様の健康度を高めるための取り組みや医療費の適正化に向けた取り組みなど「第3期アクションプラン」の総仕上げを行うとともに、平成30年度から始まる「第4期アクションプラン」の策定に取り組んでいます。

また、平成30年度の保険料率やインセンティブ制度につきましても、現在議論がなされているところです。

愛知支部が実施する平成29年度の「健康宣言」事業には1600社を超える企業様にご参加をいただき、現在様々な取り組みが実施されています。

「健康宣言」を行って社員やご家族の健康増進に取り組む企業様には、「健康宣言チャレンジ認定証」をお届けします。協会けんぽも各種取り組みをお手伝いさせていただくとともに、優れた取り組みをされた企業様には表彰させていただきます。

健康経営の実践により欠勤率の低下など生産性向上に結びつけていただくとともに、企業のイメージアップにも繋げていただければと考えます。

こうした中、協会けんぽ愛知支部が平成27年度からパイロット事業として取り組んできた「奥様にも健診プロジェクト」が昨年11月、厚生労働省主催の「健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野におきまして法人部門のトップとなる、厚生労働大臣優秀賞を受賞致しました。これも偏に加入者の皆様方のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げる次第です。

健康は一朝一夕でなるものではありません。健康への投資が健康寿命の延伸につながり、企業の発展とともに皆様の幸せにつながることを願ってやみません。

末筆になりましたが、貴会と皆様方のますますのご発展とご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新しい年を迎えて

大曽根地域代表年金事務所長

市川 明広



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素より公的年金制度への深いご理解のもと、円滑な事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構は、「不正アクセス情報流失事案」により、再発防止等の徹底を図るとともに、皆様の年金個人情報の保護を確実にを行うため、「日本年金機構再生プロジェクト」を取りまとめ、「現場重点主義」そして「自ら考え、自ら実行する」をコンセプトに、平成28年度から3年間を集中取り組み期間と位置づけています。初年度は第一段階の「形を作る」平成29年度は第二段階「中身を入れる」平成30年度は最終段階である「機能を完成させる」工程へつなげ、お客様接点である現場を中心に基幹業務へより注力できる体制を整え、信頼いただける組織への再生を果たしたいと考えています。

一昨年の10月から開始した年金相談の予約制は、待ち時間をなくし、事前に見込額を計算するなどし、相談時間の短縮にも繋がるために始まり、現在は予約率が50%弱となりました。今後も完全予約に向けて広報を継続していきたいと思っています。年金相談に来訪される前には必ず電話で予約していただきますようお願いいたします。

国民年金保険料の納付率も5年連続で上昇し、愛知県の適用事業所数も長年10万事業所で推移していましたが、ここ数年で2万事業所を新たに適用するなど適用促進も取り組んでいます。

皆様には、本年も、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりますが、皆様のご発展とご多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

健康保険の給付には 2年の時効があります！

忘れずにご申請ください

健康保険の給付は2年で時効になります。
お早めにご申請ください。

例えば 傷病手当金

平成29年4月20日の
分を申請する場合



申請できる期間は
平成31年4月20日までに

給付の種類	健康保険給付の時効
療養費	医療機関等に費用を支払った日の翌日から2年 ※ただし、喪失後受診（他の組合健保や国保等へ返納した医療費を申請する場合は、診療を受けた日の翌日から2年
高額療養費	診療を受けた月の翌月1日から2年
傷病手当金	労務不能であった日ごとに、その翌日から2年
出産手当金	労務に服さなかった日ごとに、その翌日から2年
出産育児一時金	出産日の翌日から2年
埋葬料	死亡した日の翌日から2年
埋葬費	埋葬をおこなった日の翌日から2年

協会けんぽ
愛知支部後援

セミナー「第二回あいち健康経営会議」のご案内

参加無料
先着300名

企業・自治体・保険者が連携してあいち発の地域で取り組む健康経営を実現するために「これからのあいちの健康経営」をお伝えします。

日時 平成30年2月22日(木) 13:30~17:00(12時45分開場)

場所 ナディアパークデザインホール
(地下鉄「栄駅」サカエチカ8番出口より徒歩7分
「矢場町駅」6番出口より徒歩5分)

申込方法 ホームページよりお申込みください。

あいち健康経営会議 申込 [検索](#)

お問合せ あいち健康経営会議実行委員会事務局 牧野
TEL:052-249-9200

協会けんぽ加入事業所も
取り組みを紹介します

取り組みのきっかけや実施内容、直面した課題等、健康経営を実践するうえでのヒントを得られるセミナーです。ぜひご参加ください。



協会けんぽの紙面(4、5ページ)についてのお問い合わせはこちら



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

手続きは郵送でお願いします。

ホームページはこちらから

[協会けんぽ 愛知](#)

[検索](#)



～日本の健康・世界の健康～

健康保健指導で生活習慣がなかなか改まらない人々

名古屋大学大学院医学系研究科国際保健医療学・公衆衛生学教室 講師 平川 仁尚

メタボリックシンドローム(以下、メタボ)は、腹囲と高血糖、脂質異常、高血圧など生活習慣に関連した病気、もしくはその前段階の状態を指します。糖尿病、脳梗塞、心筋梗塞等の生活習慣病の前段階といえます。メタボは、主に運動不足、食べ過ぎ、アルコール過剰摂取、喫煙等の不健康な健康習慣により引き起こされます。

生活習慣病は日本だけでなく、発展途上国を含めた地球規模の問題であり、例えば、私達の教室の研究フィールドであるバングラディッシュでは低栄養の問題は依然として存在しますが、一方で経済成長により主に都市部では食糧事情は大幅に改善し、糖分、塩分、カロリーの過剰摂取による肥満も問題になってきています。

日本では、2008年にメタボに焦点を当てた世界的にもユニークな健診プログラム、いわゆるメタボ健診が行われています。メタボ健診は40歳から74歳までを対象にしたもので、特定健康診査により生活習慣病の危険性を診断し、その結果に基づいて特定保健指導を行うものです。いくつかの調査では、特定保健指導により、生活習慣病の危険因子が減少したと報告されており

しかし、国、自治体等はメタボ健診の受診率を上げるためのキャンペーンを展開しているにも関わらず、効果は十分には上がっておりません。さらに、せっかくメタボ健診を受診しても、特定保健指導の継続率が低い状態が続いております。少し古いデータですが、「勤労者の暮らしと生活意識データ集2006年版」では、健康のために「重要だと思う日常行動」と「実行している日常行動」のアンケート結果が示されています。例えば、スポーツを行うことを重要と考える人は87.8%であったのに対し、実際に行動している人は32.8%、通勤で階段を使うことを重要と考える人は77.4%であったのに対し、実際に行動している人は44.6%であり、

知識や意識があっても、実際に行動に移すには個人レベルの障壁があるようです。キャンペーンだけでなく、一人ひとりの意識に働きかけるアプローチが必要と考えます。

健康生活改善への“準備性”の健康行動理論

準備性を知る上で役立つ行動変容モデルとして有名な、「KAPモデル」と「健康行動変容モデル」(ヘルスピリーフモデル)を前回紹介しました。今回は、人々がどのように健康上の問題行動を克服するか、あるいは好ましい行動を獲得するかを説明した「行動変容ステージモデル」(トランスセオレティカルモデル Transtheoretical Model)を紹介します。行動変容ステージモデルとは、1980年代前半に禁煙の研究から導かれたモデルで、その後食事や運動をはじめ、いろいろな健康に関する行動について幅広く研究と実践が進められています。行動変容ステージモデルでは、人が行動を変える場合は「無関心期」→「関心期」→「準備期」→「実行期」→「維持期」の5つのステージを通ると考えます。行動変容のステージをひとつでも先に進むには、その人が今どのステージにいるかを把握し、それぞれのステージに合わせた働きかけが必要になります。例えば、「無関心期」においては、行動変容に対して否定的な発言が目立つことが多く、特定保健指導をしても今一つ効果がない時期です。この時期には、本人の意思を尊重しつつ、信頼関係を築きながら慎重に働きかけることが必要です。また、「準備期」においては、行動変容に自信を持ってない人や、実際に取り組み始めて上手くいかずに落ち込んでいる人もいます。この時期には、「上手く行動出来る」と自信を持ってもらうことが必要ですので、失敗しない行動計画を立てる、些細なことでも達成できた際には、褒めること(スモールステップ法といいます)が有効と考えます。

従業員が退職・死亡したときは

『被保険者資格喪失届』を提出してください**① 手続内容**

従業員が退職又は死亡した場合等、健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合、事業主が「被保険者資格喪失届」を提出します。

※被保険者の資格を喪失する日は、原則、その事実があった日の翌日となります。

【例】3月31日付けで退職した場合、資格喪失日は4月1日となります。

② 手続時期・場所及び提出方法

事業主が「被保険者資格喪失届」を日本年金機構へ提出します。

区 分	内 容
提出時期	事実発生から5日以内
提出先	郵送で日本年金機構名古屋広域事務センター (〒460-8565 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル12階)
提出方法	電子申請、郵送 ※届出用紙によるほか、電子媒体（CD又はDVD）による提出が可能です。

③ 申請及び届書様式・添付書類

届書等名称 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届

添 付 書 類

1. 組合管掌健康保険（以下「組合健保」という。）の被保険者
特になし
2. 全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という。）の被保険者
 - (1) 健康保険被保険者証（本人分及び被扶養者分）
 - (2) 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
※(2)については、交付されている場合のみ
※紛失等により回収ができない場合は、資格喪失届にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。
3. 「資格喪失年月日」に記載された資格喪失の日付が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
(組合健保、協会けんぽの被保険者共通)
 - (1) 被保険者が法人の役員以外の場合
退職月の賃金台帳の写し及び出勤簿の写し（事実発生日の確認ができるもの）
 - (2) 被保険者が株式会社（特例有限会社を含む。）の役員の場合
株主総会の議事録または役員変更登記の記載がある登記簿謄本の写し（事実発生日の確認ができるもの）
※その他の法人の役員の場合はこれらに相当する書類
※電子申請により提出される場合、上記(1)、(2)の添付書類は、画像ファイル（JPEG形式・PDF形式）による添付データとして提出することができます。
4. 60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合（この場合は、同時に同日付の資格取得届の提出が必要となります。）
以下の(1)と(2)両方又は(3)
 - (1) 就業規則、退職辞令の写し（退職日の確認ができるものに限る）
 - (2) 雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことが分かるものに限る）
 - (3) 「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書（事業主印が押印されているものに限る）
※電子申請により提出される場合、上記(1)、(2)の添付書類は、画像ファイル（JPEG形式・PDF形式）による添付データとして提出することができます。

職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください!

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。DVDは全35タイトルあり、内容は生活習慣病予防、メンタルヘルスなど、疾病予防に重点をおいた内容となっています。皆さんの職場の研修や健康づくりに、ぜひ活用してください。

なお、一度の貸し出しは2タイトルまで、貸出期間は2週間以内です。貸し出しを希望される方は愛知県社会保険協会までFAX（052-678-7334）でお申し込みください。

◆**申込資格** 平成29年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所

※DVDの内容、申込方法(申込様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページ（<http://www.shaho-aichi.jp/>）をご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

「ボウリング割引券」・「日帰り入浴利用補助券」発行のご案内

郵送によるお申し込みのみを受付します

平成29年3月にご案内いたしました、引き続き会員事業所の皆様方のお申し込みをお待ちしております。

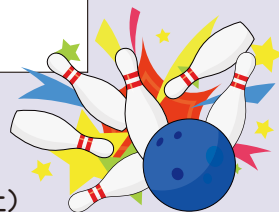
愛知県社会保険協会の契約対象施設をご利用の際に、「割引券」「補助券」を利用すると、

- ボウリングは、お1人様2ゲーム以上のご利用で1ゲームが無料となります。
- 日帰り入浴は、入浴料金の一部を補助いたします。

申込資格 平成29年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所

利用対象者 会員事業所の被保険者及びそのご家族

申込期限 平成30年3月16日(金) **利用期限** 平成30年3月31日(土)



申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業所のFAX番号を必ず記入してください。）

たくさんのご参加ありがとうございました

健歩大会（ウォーキング）

10月15日（日）に、名鉄ハイキング（電車沿線コース）と共催で「第27回健歩大会」を行いました。当日は、朝から雨が降り肌寒い1日でしたが、245名の方にご参加いただきました。

今回のコースは「歩こう！歴史と伝統の港町 碧南 大浜てらまちめぐりと三河みりんの元祖 九重味淋」コースで、当日は大浜てらまちでイベントが開催されており、参加された方々はお楽しみいただけたのではないかと思います。

雨の中ご参加いただき、ありがとうございました。

ボウリング大会

11月11日（土）、名古屋市中区新栄のスポーツ名古屋において、「ボウリング大会」を開催しました。

43名（男性30名、女性13名）の方にご参加いただき、男女別の個人戦で3ゲームの合計で順位を競い合いました。2時間余りの熱戦の結果、優勝者のスコアは男性676点、女性527点とハイレベルな戦いでした。

参加いただいた皆さま、お疲れさまでした。



社会保険 **あいち** No.525

— 平成30年1月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市中区熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>